資本関係又は人的関係がある者の同一入札への参加制限について

宮崎市契約課

公正な入札の執行の観点から、入札の公平性が阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加を制限する必要があります。

１　概要

（１）一定の資本関係又は人的関係を有する複数の者の同一入札への参加は認めないものとする。

（２）一定の資本関係又は人的関係を有する複数の者が同一入札に参加した場合は、当該複数の者のした入札は無効又は入札参加資格がないものとする。

（３）虚偽の報告等により基準に該当する複数の者が同一入札に参加し、契約後にそのことが判明した場合は、当該契約を行った者は入札参加資格停止の対象となる。

２　定義

（１）「子会社」とは、会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。

（２）「親会社」とは、会社法第２条第４号に規定する親会社をいう。

（３）「更生会社」とは、会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。

（４）「再生手続が存続中の会社等」とは、民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第２条第３項第２号の規定による会社等）をいう。

（５）「役員」とは、次の者をいう。なお、会計参与、監査役、執行役員は該当しない。

①　会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

②　取締役（社外取締役を含む。ただし、指名委員会等設置会社の取締役を除く。）

③　会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人

④　指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

３　基準

資本関係又は人的関係がある者とは、次の（１）から（３）までのいずれかに該当する者とする。

（１）資本関係がある者

次のいずれかに該当する者とする。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア　親会社又は子会社

イ　親会社を同じくする子会社同士

（２）人的関係がある者

次のいずれかに該当する者とする。ただし、アについては、会社の一方が更生会

社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア　一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ　一方の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

（３）その他入札の公正性が阻害されると認められる場合

上記（１）又は（２）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

４　対象案件

対象案件は、競争入札により契約課が執行する以下の①②の工事及び業務とする。

①　建設工事

②　建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び建築設計業務

５　確認方法等

入札参加資格審査申請時に提出された「資本関係又は人的関係がある者に係る申告書」に基づき確認する。

なお、「申告書」の提出後に資本関係又は人的関係に変更があった場合は、変更後の内容で再度「申告書」を作成の上、変更の事実が発生した日から２週間以内に宮崎市契約課に提出すること。

６　留意事項

入札参加希望者の関係が基準に該当する場合に、本取扱いを遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、宮崎市電子入札参加入札心得第３若しくは宮崎市紙入札参加心得第３の規定に抵触するものではないことに留意すること。

【問い合わせ先】
宮崎市 総務部 契約課
電話　0985-21-1725